

担当局・区	港湾局	審議会等の名称	大阪市港湾審議会
現在員	28 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	・学識経験者、市会議員（市民の代表として）、港湾関係者、関係行政機関から幅広く意見を聴取するためです。		
女性数・女性比率	4 人 ・ 14%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	・充て職での選任である市会議員、団体関係者、行政関係者の各委員が全員男性であるためです。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	・充て職での選任であるためです。		
再任2回以上	5 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	・充て職での選任であるためです。		
70歳超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	・充て職での選任であるためです。 ・大阪港における計画等の重要事項を調査審議するという当審議会の所期の目的を達成するため、高度かつ専門的な知識を有する学識経験者を選定する必要があるためです。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	充て職以外の委員（学識経験者）については、本審議会の所期の目的を達成するために相応しく、かつ指針の基準を満たす女性委員適任者がいる場合には、積極的に選任するように努めます。		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	大阪市文化財保護審議会
-------	----------	---------	-------------

現在員	17 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	7 人 ・ 41%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	10 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本審議会は、諮問した文化財について、その文化財に関する歴史的な由来や重要性にとどまらず、本市における同種の文化財の分布や地域性をふまえて検討を加え、学問的に多角的な観点から、指定文化財とすることが適切かどうかを審議する必要があります。したがって、審議にあたっては、単に文化財について専門的な知識を有しているだけでなく、学問的に多角的な観点から検討を加える能力を有し、かつ、市内の歴史や文化財について精通している必要がありますが、その様な人材は限られているのが現状であるため、指針の基準を満たすには至っていませんが、引き続き再任としました。
再任2回以上	14 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本審議会は、諮問した文化財について、その文化財に関する歴史的な由来や重要性にとどまらず、本市における同種の文化財の分布や地域性をふまえて検討を加え、学問的に多角的な観点から、指定文化財とすることが適切かどうかを審議する必要があります。したがって、審議にあたっては、単に文化財について専門的な知識を有しているだけでなく、学問的に多角的な観点から検討を加える能力を有し、かつ、市内の歴史や文化財について精通している必要がありますが、その様な人材は限られているのが現状であるため、指針の基準を満たすには至っていませんが、引き続き再任としました。
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本審議会は、諮問した文化財について、その文化財に関する歴史的な由来や重要性にとどまらず、本市における同種の文化財の分布や地域性をふまえて検討を加え、学問的に多角的な観点から、指定文化財とすることが適切かどうかを審議する必要があります。したがって、審議にあたっては、単に文化財について専門的な知識を有しているだけでなく、学問的に多角的な観点から検討を加える能力を有し、かつ、市内の歴史や文化財について精通している必要がありますが、その様な人材は限られているのが現状であるため、指針の基準を満たすには至っていませんが、引き続き再任としました。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	各々が専門的分野の第一人者であるが、それらの分野における専門家であって、かつ大阪の文化財には精通している研究者は限定させているため、委員の剪定における選択肢はきわめて限られています。この点、委員を選定するにあたっては、選定の対象者が当該専門分野にお家広い識見を有しているか否かを判断する必要があるところ、行政の担当者では当該判断をすることが難しいため、各分野の学会に適任者を推薦して委託という手法を取らざるを得ない状況であります。このような状況をふまえ、各学会からの推薦をもとにしたところ、今回の文化財保護審議会の組織にあたっては前述のとおり再任委員を起用せざるを得なかったが、次回の委員選任にあたっては恒例の委員や3期以上の再任委員について可能な限り新規委員を起用して基準を満たすことができるよう、改善努力をしてみたいです。

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	難波宮跡整備計画検討委員会議
現在員	8 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 25%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	委員として依頼することが可能なレベルの有識者が極めて限られているなかで、適任といえる女性有識者についてはさらに寡少であることから、基準を満たしておりません。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	整備計画を進めるには、従来の史跡整備や基本構想の作成の経過を熟知し、高い学識と難波宮跡の調査研究についての豊富な経験を持つ有識者から意見を得て、本市の考え方を文化庁に対して強く発信していかねばなりません。こうした必要性から、再任基準を満たさないものの、引続き委員に選任しました。		
再任2回以上	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	整備計画を進めるには、従来の史跡整備や基本構想の作成の経過を熟知し、高い学識と難波宮跡の調査研究についての豊富な経験を持つ有識者から意見を得て、本市の考え方を文化庁に対して強く発信していかねばなりません。こうした必要性から、再任基準を満たさないものの、引続き委員に選任しました。		
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	整備計画を進めるには、従来の史跡整備や基本構想の作成の経過を熟知し、高い学識と難波宮跡の調査研究についての豊富な経験を持つ有識者から意見を得て、本市の考え方を文化庁に対して強く発信していかねばなりません。こうした必要性から、再任基準を満たさないものの、引続き委員に選任しました。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後、女性委員や高齢かつ任期が長期にわたる委員の後継となる候補について、広く研究成果の把握を行うとともに、文化庁や大学などの関係諸機関への照会を行い、次期改選においては指針の基準を満たせるよう委員の選考に努めます。		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	大阪市社会教育委員会議
現在員	14 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	6 人 ・ 43%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	指針の内容を説明した上で後任の選出依頼を行ったところ、年齢要件を満たしておりませんが、団体から最も相応しいとして推薦されたためです。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	引き続き団体に推薦の依頼をしていく必要があるため、次期の後任委員の改選においては、団体の構成員で必要な専門知識を有し、かつ指針の要件を満たす方を選任できるよう努めます。		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	大阪市学校適正配置審議会
現在員	13 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	6 人 ・ 46%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	基準を満たした委員に委嘱をできるよう推薦依頼を行いました。が、該当者がおらず、兼職の要件を満たした人物の推薦を受けることができなかったためです。		
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	基準を満たした委員に委嘱をできるよう推薦依頼を行いました。が、該当者がおらず、年齢の要件を満たした人物の推薦を受けることができなかったためです。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	指針の基準を満たした人物に委員を委嘱できるよう、可能な限りの調整に努めます。		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会
-------	----------	---------	-----------------------

現在員	16 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	7 人 ・ 44%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該委員は、平成29・30年度の教科書の採択に続き再任2回目ではありますが、教授の高く豊かな知見と、大阪市の教育現場を熟知されており、選任要件である学識有識者を代表する意見が得られるとのことで、選任することとしました。
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	9 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本市職員がいる理由に関しては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に「指定都市の教育委員会は、第十条の規定によって都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により」採択することとなっております。
今後の見直し方針	今後、選任回数を重視し、必要な専門知識を有しつつ、指針の要件を満たす方を選任できるよう努めます。

担当局・区	阿倍野区役所	審議会等の名称	阿倍野区教育会議
現在員	5 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 40%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	<p>指針の基準を満たしていない2名のうち1名については、阿倍野区教育会議開催要綱第3条第2項第2号に定める「地域住民」の代表として選定すべき委員について、長年にわたって地域の見守り活動等に従事し、また、大阪市内でも最大級の児童数を抱える常盤小学校及び文の里中学校協議会委員として本区における教育の課題や地域の子どもの現状を特に深く理解している方であるため、地域住民の代表として「地域の青少年の健全育成」という視点から意見を聴取できると判断しました。</p> <p>また、もう1名については、グローバル人材の育成という観点での見識をお持ちである方につき阿倍野産業会へ問い合わせたところ、最も適任であるとの回答をいただいた方であり、当委員の経営する企業は阿倍野区に本社を有し、海外にも支社や工場を展開していることから、上記の視点に基づいた意見を聴取できると判断しました。</p> <p>以上より、両名については指針における年齢要件を満たさないものの、阿倍野区の教育施策につき意見を聴取する会議である教育会議において余人をもって代えがたいと判断したためです。</p>		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	令和元年9月に委員の改選があるが、その際に本指針に則った委員の選出を行います。		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	西区教育会議
現在員	11 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	4 人 ・ 36%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	平成29年9月の委員改選において、女性の委員を確保すべく、各委員の属する学校協議会が置かれている小中学校の校長等から意見聴取を行いました が、結果的に適任者がいなかったためです。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後の委員選定（交代・改選）にあたっては、女性委員の確保に向けて、各委員の属する学校協議会が置かれている小中学校の校長等との意見交換を進めてまいります。		

担当局・区	天王寺区役所	審議会等の名称	天王寺区教育会議
現在員	22 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	各小学校区及び中学校区から等しく意見を聴くため、各校（計11校）の学校協議会委員から保護者及び地域住民等をそれぞれ1名委員として選定することとしているためです。		
女性数・女性比率	6 人 ・ 27%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	教育に関する意見を聴取するという会議の趣旨から、当会議委員は、校区及び学校の状況を良く把握している各小中学校の学校協議会委員のうち学校から推薦を受けた者によって構成することとし、性別を問わず委員としているためです。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	教育に関する意見を聴取するという会議の趣旨から、当会議委員は、校区及び学校の状況を良く把握している各小中学校の学校協議会委員のうち学校から推薦を受けた者によって構成することとし、年齢を問わず委員としているためです。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	<p>天王寺区教育会議は、教育の振興に係る施策及び事業並びにこれに関連する分野の施策及び事業について、その立案段階から保護者及び地域住民等の意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に関し意見を聴くことを目的としており、当会議委員は、会議の趣旨からも性別や年齢に関わらず校区及び学校の状況を良く把握している者が望ましいと考えます。</p> <p>そのため、当会議委員については、これまで各校の学校協議会委員によって構成してきたところですが、昨年度、区政会議に子育てや教育について議論する分科会（子育て・教育班）が設置されたことから、当会議と区政会議双方の会議における教育に関する意見が相互に議論に反映されるよう、区政会議の委員を含めた委員構成に変更することとし、現在、委員の選定中です。</p>		

担当局・区	東淀川区役所	審議会等の名称	東淀川区教育会議
現在員	12 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	10 人 ・ 83%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員は、区政会議委員から選任することとしており、上記1名は、同会議の教育子育て部会の委員であり、教育の意見などを述べるのに適任であるためです。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	区政会議委員の選定要件等も踏まえ、適正な委員体制について検討します。		

担当局・区	福島区	審議会等の名称	福島区教育会議
現在員	9 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	保護者の意見を総合的に集約できる方として各校のPTA会長を中心として委員就任を依頼した結果、男性のみとなりました。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該委員は長く福島区の地域団体活動に従事され、見識・人柄も優れています。本会議においても地域団体の立場に加え、広い視野からのご意見がいただけるため、委員を依頼しています。		
本市職員	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	保護者の意見を総合的に集約できる方として各校のPTA会長を中心として委員就任を依頼した結果、本市職員がPTA会長を務めていたためです。		
今後の見直し方針	基本的に地域活動で中心的な役割を果たしている方、保護者の意見を総合的に集約できる方として各校のPTA会長に委員を依頼していますが、地域等の意向も確認のうえ、無理のないかたちで改善を検討してまいります。		

担当局・区	平野区	審議会等の名称	平野区教育会議
現在員	8 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 25%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	団体による推薦のためです。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	団体の推薦の場合、なるべく女性を推薦してもらおうよう団体に依頼します。		

担当局・区	住吉区	審議会等の名称	住吉区総合教育会議
現在員	7 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 43%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	2 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	2名は、それぞれ、住吉区の地域で長年にわたり「教育コミュニティづくり」に取り込まれ、地域教育・社会教育に非常に精通されている方と、住吉区の教育現場において長年にわたり教育者としてたずさわりの教育に精通されている方であり、本会議を開催するうえで必要不可欠な人材であるためです。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後の見直し計画については、改選時に指針に沿った委員を選定するよう努めます。		